

石巻市総合計画推進会議条例

(設置)

第1条 石巻市総合計画（以下「総合計画」という。）を計画的に推進するため、石巻市総合計画推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 総合計画の進捗状況の評価及び検証に関すること。
- (2) 総合計画の数値目標及び重要業績評価指標に関すること。
- (3) その他総合計画の推進に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係機関の職員
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、5年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 推進会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、推進会議を代表し、推進会議の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議の会議（以下「会議」という。）は、市長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮り定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(石巻市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議条例の廃止)
- 2 石巻市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議条例（令和2年石巻市条例第3号）は、廃止する。  
(石巻市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 3 石巻市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年石巻市条例第40号）の一部を次のように改正する。  
別表石巻市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議委員の項を削り、同表に次のように加える。

石巻市総合計画推進会議委員	勤務1日につき 9,500円	同
---------------	----------------	---